「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について」
に関するＱ＆Ａ

（前文について）

Ｑ１．「オンライン診療」と「遠隔診療」で違いはありますか。

Ｑ２．「養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等」の「等」は具体的にどのような者ですか。

Ｑ３．本通知で言う養殖業とは、どの範囲まで含みますか。

（１について）

Ｑ４．遠隔診療の実施に当たり、都道府県が獣医師、魚類防疫員又は魚類防疫協力員に対して指導すべきことはありますか。

Ｑ５．本通知で言う「初診」の定義は何ですか。

Ｑ６．本通知で言う「水産動物」の定義は何ですか。

Ｑ７．養殖業者と面識がなく、一度も訪問したことがない養殖場の水産動物でも、遠隔診療は初診から実施可能ですか。

Ｑ８．遠隔診療を行うことが適当であるか否かの判断基準はありますか。

Ｑ９．遠隔診療が適切に行われていない場合、罰則等はありますか。

Ｑ１０．情報通信技術とはどのような技術が該当しますか。

Ｑ１１．養殖魚に関する問診を電子メールで行うことは、遠隔診療に該当しますか。

Ｑ１２．遠隔診療で「診療に必要な情報」が得られない場合は、どうすればよいですか。

（２について）

Ｑ１３．「魚病の予防指導など」の「など」には何が含まれますか。

Ｑ１４．「水産動物への過剰投薬」とは具体的にどのような状況ですか。

Ｑ１５．「関係者」とは、具体的にどのような者ですか。

Ｑ１６．「診療に関する医薬品」の定義は何ですか。

Ｑ１７．「医薬品の処方、使用等の情報」は関係者にどのように共有すべきですか。

Ｑ１８．「当該関係者の求めに応じて」について、関係者のうち誰が養殖業者に対して診療に関する情報提供を求めるのですか。

Ｑ１９．養殖業者が診療に関する情報の提供を拒んだ場合、どのように対応す

べきですか。

（その他について）

Ｑ２０．遠隔診療のメリット・デメリットを教えてください。

Ｑ２１．遠隔診療を行うに当たり、養殖業者に対して、事前に説明すべき事項はありますか。

Ｑ２２．診療を行う者同士（魚類防疫員と獣医師、魚類防疫員と水産技術研究所等）で、情報通信技術等を用いて診療内容を相談することは、遠隔診療に該当しますか。

Ｑ２３．診療を行う者が国外にいる場合、国内の養殖魚に対して遠隔診療を行ってよいですか。また、海外の養殖場で養殖されている水産動物の遠隔診療を国内から行ってよいですか。

Ｑ２４．遠隔診療を行う技術は、どのように身につけることができますか。国で遠隔診療の技術研修を実施する予定がありますか。

（前文について）

Ｑ１．「オンライン診療」と「遠隔診療」で違いはありますか。
• 遠隔診療は、水産動物医療に従事する者が診療を受ける水産動物と養殖現場において直接対面することなく実施する診療をいいます。 • オンライン診療は、遠隔診療のうち、診療行為を情報通信機器（技術）を活用してリアルタイム（ビデオ通話、リモート通信等）により行うものです。本通知では、診療行為には、水産動物医療に従事する者宛てに送付された水産動物の診断を含むなど、必ずしも情報通信機器（技術）によることを求めていないため、「遠隔診療」という文言を使用しています。

Ｑ２．「養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等」の「等」は具体的にどのような者ですか。
• その他水産動物医療に従事する者を指します。例えば、飼料、動物用医薬品等の販売店における魚病担当者、大学や研究所等の魚病研究者、魚類防疫員又は魚類防疫協力員にまだ任命されていない水産試験場等の魚病担当職員又は漁業協同組合職員等が挙げられます。

Ｑ３．本通知で言う養殖業とは、どの範囲まで含みますか。
• 給餌の有無や内水面又は海面といった養殖形態にかかわらず、全ての水産動物の養殖を含みます。

（１について）

Ｑ４．遠隔診療の実施に当たり、都道府県が獣医師、魚類防疫員又は魚類防疫協力員に対して指導すべきことはありますか。
• 遠隔診療は、疾病の発生に対して迅速な対応が可能である一方で、対面診療に比べ、診療に必要な情報を得にくい場合があることから、遠隔診療の実施により生じるトラブル等について注意するよう指導することが望ましいと考えます。注意事項としては、例えば、以下のものが挙げられます。 ・ 事前の情報共有体制の構築等：緊急時に円滑に対応できるよう、普段から養殖場に係る情報を収集すること。巡回等により養殖場の衛生管理等を把握するとともに養殖業者との信頼関係を構築すること。獣医師にあっては、養殖業者から、かかりつけ獣医師になることを求められた場合、可能な限り承諾すること。 ・ 養殖業者との合意：遠隔診療を実施する者は、遠隔診療を始めるにあたっては、診療前に、遠隔診療の注意点（得られる情報が限られる場合があり、

確定診断ができないことがあること。途中で診療方法を切り替える可能性があること等）を伝えた上で、実施しようとする診療内容について合意すること。診療内容は、関係者内で共有することがある旨説明し、養殖業者から同意を得ること。

・ 遠隔診療を実施する者は、記録の確実な保存：診療内容（遠隔診療に用いた情報通信技術等を含む。）は診療簿等に写真、データ等とともに記録すること。診療結果、治療方針等を養殖業者に伝える方法は、電話のみではなく、可能な限り書面、メール等記録に残る方法も組み合わせること。

Ｑ５．本通知で言う「初診」の定義は何ですか。

- 同一診療施設において初めて受診する場合又はこれまで受診していた疾病とは異なる新たな症状、疾病等（既に診断されている疾病から予測されるものを除く。）について受診する場合をいいます。

Ｑ６．本通知で言う「水産動物」の定義は何ですか。

- 食用等、広く不特定多数の者に供される可能性のある、水中で飼育されている動物（魚類、甲殻類、は虫類、軟体動物等）を指します。

Ｑ７．養殖業者と面識がなく、一度も訪問したことがない養殖場の水産動物でも、遠隔診療は初診から実施可能ですか。

- 実施可能です。なお、診療に必要な情報であるものの遠隔診療のみでは得にくい情報については、既に当該養殖場で診療している者（都道府県の水産試験場等）から情報収集すること、病魚の送付を受けて病理検査をすることなどにより補完することが望ましいと考えます。

Ｑ８．遠隔診療を行うことが適当であるか否かの判断基準はありますか。

- 遠隔診療で対応することは適当ではないと判断した場合は対面診療等に切り替える必要がありますが、その判断は、水産動物が呈する症状から予想される緊急性（発症率、感染速度、死亡を含む重症度）や水産動物医療に従事する者の知見や経験によってケースバイケースであるため、具体的・画一的な判断基準はありません。
- なお、状況によって、遠隔診療を実施する者が、現状では的確な遠隔診療を行えないと判断した場合には、養殖業者に対し、その旨を説明し、都道府県の水産試験場等別の診療機関をあたるよう指示してください。

Ｑ９．遠隔診療が適切に行われていない場合、罰則等はありますか。
• 遠隔診療に特化した罰則はありませんが、遠隔診療に限らず、薬機法、獣医師法等の関係法令に抵触した診療を行った場合、当該法令に基づく罰則が適用される可能性があります。 • 状況によって、遠隔診療を実施する者が、遠隔では的確な診療を行うことができないと判断した場合には、養殖業者に対し、その旨を説明し、都道府県の水産試験場等別の診療機関をあたるよう指示してください。

Ｑ１０．情報通信技術とはどのような技術が該当しますか。
• 電話のほか、メール、SNS 等による画像や動画の送付、スマートフォンや PC を用いたビデオ通話等、診療を行う者と診療対象が物理的に離れている場合において、診療にかかる情報を伝送・伝達する技術が該当します。なお、伝達する情報の中に個人情報や養殖場の機密・利益に影響する情報等が含まれる場合、その取扱いには十分に配慮してください。

Ｑ１１．養殖魚に関する問診をメールで行うことは、遠隔診療に該当しますか。
• 問診等の診察行為は「診療」に含まれ、また、メールによる診療は遠隔診療に含まれるため、問診をメールで行うことは遠隔診療に該当します。ただし、養殖業者との対話により診療に有益な情報を入手できることもあるため、メールだけではなく、電話、ビデオ通話等も合わせて問診を行うことが望ましいと考えます。

Ｑ１２．遠隔診療で「診療に必要な情報」が得られない場合は、どうすればよいですか。
• 都道府県の水産試験場等の既に当該養殖場で診療している者からの情報提供、送付された病魚の検査等により診療に必要な情報を収集するよう努めるほか、対面診療に切り替えるなどの手段が考えられます。 • また、状況によって、遠隔診療を実施する者が、遠隔では的確な診療を行うことができないと判断した場合には、養殖業者に対し、その旨を説明し、都道府県の水産試験場等別の診療機関をあたるよう指示してください。

（２について）

Ｑ１３.「魚病の予防指導など」の「など」には何が含まれますか。
• 魚病の予防指導（ワクチン接種、衛生管理等）のほか、飼料給餌・飼育方法や育成計画、出荷時期、養殖場の経営等に関する相談、定期報告等が含まれます。

Ｑ１４.「水産動物への過剰投薬」とは具体的にどのような状況ですか。
• 同一の水産動物に対し、お互いの情報共有がされない中で、複数の者が投薬の指示・指導を行ったり、不適切な指示・指導を行ったりすることなどにより、必要以上の医薬品が投薬されている状況を想定しています。

Ｑ１５.「関係者」とは、具体的にどのような者ですか。
• 養殖業者を始め、都道府県における魚病担当職員（魚類防疫員等）、養殖場や漁業協同組合における魚病担当者（魚類防疫協力員等）、飼料、動物用医薬品等の販売店における魚病担当者、大学や研究所等の魚病研究者、魚類防疫員又は魚類防疫協力員にまだ任命されていない水産試験場等の魚病担当職員又は漁業協同組合職員等が挙げられます。

Ｑ１６.「診療に関する医薬品」の定義は何ですか。
• 診療の中で疾病の予防・治療等に用いた水産用医薬品を指します。 • 例えば、魚類防疫員が診療を行う養殖場について、獣医師が遠隔で診療に関与することになった場合、それまでの診療に関する医薬品の処方、使用等の情報（投薬内容等）が共有されることで、誤って二重に投薬指示が出され過剰投薬になることを防止することを想定しています。

Ｑ１７.「医薬品の処方、使用等の情報」は関係者にどのように共有すべきですか。
• 医薬品の処方、使用等の情報の共有方法については、関係者の情報共有ツールの普及状況を踏まえ、個別具体の事情に応じて判断してください。 • なお、獣医師が、適用外使用等の特殊な方法により医薬品を使用した場合は、速やかに情報を共有すべきと考えます。

Ｑ１８.「当該関係者の求めに応じて」について、関係者のうち誰が養殖業者に対して診療に関する情報提供を求めるのですか。
• 関係者間での医薬品の処方、使用等の情報共有は、過剰投薬の防止等の観点から行うものであり、診療を行う者が養殖業者に情報提供を求めるほか、過剰投薬があった場合には養殖業者を指導する必要が生じるため、都道府県の水産部局が中心となって情報提供を求めていただきたいと考えています。 • また、その際、獣医師への指導が必要になれば畜産部局に、実際に残留が生じている状況であれば衛生部局にも協力を依頼する必要があると考えています。

Ｑ１９．養殖業者が診療に関する情報の提供を拒んだ場合、どのように対応すべきですか。
• 取組の趣旨を説明しつつ、残留違反が生じるなど緊急性や違法性が高い場合においては、診療を行ったことがある者や医薬品を販売した動物用医薬品販売業者を通じて、医薬品の処方、使用等の情報を入手するようにしてください。 • また、状況によって、遠隔診療を実施する者が、遠隔では的確な診療を行うことができないと判断した場合には、養殖業者に対し、その旨を説明し、都道府県の水産試験場等別の診療機関をあたるよう指示してください。

（その他について）

Ｑ２０．遠隔診療のメリット・デメリットを教えてください。
• 遠隔診療は、離島やへき地等に所在する養殖場であっても疾病の発生に対して迅速な対応が可能になるメリットがあります。一方で、対面診療よりも、診療に必要な情報を得にくい場合があることがデメリットです。遠隔診療を行うに当たっては、このデメリットを補完するため関係者間における情報共有、病魚の送付等を積極的に行う必要があります。

Ｑ２１．遠隔診療を行うに当たり、養殖業者に対して、事前に説明すべき事項はありますか。
• 例えば、以下の事項について事前に説明することが望ましいと考えます。 ・遠隔による診療で得られる情報は限られることから、これまでの診療に関する情報の提供を行い、場合によっては対面による診療を組み合わせる必要があること。 ・養殖業者の情報通信機器等の操作方法の習熟度により、遠隔診療で得られる情報の質や量が変わること。 ・病魚を配送する場合、病魚の取扱方法等によって遠隔診療で得られる情報の質や量が変わることから、事前に取扱方法等について指導を受けておくこと。 ・当該養殖場の診療に関する情報を都道府県との間で共有する場合があること。

Ｑ２２．診療を行う者同士（魚類防疫員と獣医師、魚類防疫員と水産技術研究所等）で、情報通信技術等を用いて診療内容を相談することは、遠隔診療に該当しますか。
• 診療を行う者同士で診療内容を相談することは、遠隔によるか対面によるかを問わず診療に該当しません。

Ｑ２３．診療を行う者が国外にいる場合、国内の養殖魚に対して遠隔診療を行ってよいですか。また、海外の養殖場で養殖されている魚の遠隔診療を国内から行ってよいですか。
• 国外に所在する者は、日本国内の養殖魚に対して、国内の法令等を遵守した上で遠隔診療を行うことができます。一方、国内に所在する者による国外の養殖魚への診療については、当該国の法令等を遵守する必要があるため、実施する場合は当該国の法令等を確認してください。

Ｑ２４．遠隔診療を行う技術は、どのように身につけることができますか。国で遠隔診療の技術研修を実施する予定がありますか。
• 遠隔診療は、対面で行う診療の知識、技術、経験等に加え、鑑別診断の整理や、情報通信技術の使用方法の習得も必要になると考えています。農林水産省では、これらの技術を身に付けるための研修会の開催に係る支援を検討しています。